

滋賀県医療費適正化計画（原案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和5年12月15日（金）から令和6年1月15日（月）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県医療費適正化計画（原案）」についての意見・情報の募集を行った結果、県民および団体・市町から合計2件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	団体等	市町
第3章 目標と取り組むべき施策			
2 取り組むべき施策	1件		
計画全般	1件		
計	2件		
		合計	2件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第3章 目標と取り組むべき施策			
2 取り組むべき施策			
1	27	P27の「2 取り組むべき施策」について 「患者とのコミュニケーションにデジタルツール活用を模索する。」の追記を提案する。 今後、デジタルツールに慣れた世代が患者となることから「問診等のデジタル活用。」を提案する。 電子カルテと連動することで診察や検査の効率化を図るとともに、患者が同じ様な問診を記入することや医療従事者の氏名転記誤り等を予防する。 将来的にはAIによる事前診断や診察や検査予約を行うことで医療資源の効率化を図ることで医療コスト低減を企画する。	いただいたご意見は、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
計画全般			
2	一	<p>医療費の過度の増大を抑制することが計画策定の趣旨に挙げられ、目標として健康診査の受診率増加などがまざ、挙がっています。予防医療が、長期的には医療費や介護費を増大させることは、医療経済学での共通認識だと思うので、「住民の健康の保持の推進に関する目標」については最小限度の費用にとどめておくべきと考えます。「医療の効率的な提供の推進」や、県北部の人口減少に対する政策にもっとお金を使うべきと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。</p>